

答 申

諮問第 1 2 7 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年 5 月 1 2 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、平成 2 6 年 5 月 2 1 日付け消第 3 3 9 号により公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 2 6 年 6 月 8 日付けで行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行ったものは、「開示請求者が被害者であること」と「平成 2 6 年 1 月 1 0 日付けで請求者（被害者）が苦情申立てしたこと」を削除しなければ、条例第 1 0 条の規定により非開示となる理由が分かる文書であり、開示請求した文書とは異なる。削除補正の根拠・理由が分かる文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行

わなかった。

- (1) 何ら根拠のない削除補正の強要がなされた事実を認め、二度とこのような不当な要求が起こらないよう慎むべきである。削除・補正の強要は、開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えるものとなる。
- (2) 消防保安課の理由説明書中、「平成26年3月26日付けで特定の個人の記載の削除を求める補正通知を行なった起案文書であると特定し、」について、異議申立人に同課が補正通知を出すことに対する上部へのお伺い状況を聞いているのではない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、別紙内容のうち、「…その抹消の強制・強要をした同消防保安課責任者」と記載されている部分に関して、こういった形容詞を県として認定し補正通知を行ったものではなく、そういった記載を除いて、「平成25年度平成26年3月25日付け起案公文書開示請求書に対する補正通知について（伺い）」の公文書を特定したものであり、開示請求者の住所、氏名、電話番号を条例第7条第2号該当で非開示とする公文書部分開示決定を平成26年5月21日付で行い、併せて平成25年度の和歌山県職員録の消防保安課部分を情報提供した。

また、異議申立書において異議申立人が求めているのは、条例第10条の規定により非開示となる理由が分かる文書であると主張していたので、消防保安課から異議申立人あて『和歌山県情報公開条例の解釈及び運用基準』の第6条第2項及び第10条の部分を別途、情報提供した。

実施機関では、起案文の鑑の部分で、決裁の押印をしていると

ころがあり、そこで意思決定がなされているため、責任者が分かり、補正通知書（案）でその補正の理由がわかるとの判断である。協議が口頭でなされたため補正通知書に全てが集約されているという認識で、もう少し丁寧に判断理由等を添付しておいた方がよかったかとも考えているが、これ以外に文書はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立ち条例を解釈し、審査を行った。

2 本件公文書及び本件処分について

実施機関が特定を行った本件公文書は、「平成25年度平成26年3月25日付け起案公文書開示請求書に対する補正通知について（伺い）」であるが、実施機関は、特定を行った公文書の起案文の決裁欄の部分で、決裁の押印をしているところがあり、そこで意思決定がなされているため、責任者が分かり、補正通知書（案）でその補正をする理由がわかるとの判断をし、本件公文書の特定を行った旨主張する。それに対して異議申立人は、同課が補正通知を出すことについての、上部へのお伺い状況を聞いているのではなく、削除補正の根拠・理由が分かる文書の開示を求めており、特定が異なる旨主張する。

和歌山県が編集を行った『文書事務の手引第5次改訂版』によれば、通常「りん議制度」とは、事案についての事務担当者が作成した決定案（処理案）を上司に回議し、決裁責任者が決裁する

ことによって組織としての意思決定を行うものである。

本件公文書については、実施機関の主張のとおり、協議が口頭でなされた上でりん議形態で意思決定を行っているため、補正通知書に削除補正の根拠・理由も述べられており、その文書に全てが集約されているという実施機関の主張は、不合理で不自然とまで言えず、これ以外に文書はないとの主張も首肯でき、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

以上のことから、実施機関が、本件開示請求に対して本件公文書を特定したことは不合理でなく、また実施機関の行った非開示決定は妥当であると認められる。

3 その他

異議申立人は、平成26年3月26日付け消第1846号の補正通知書に関して、「…その抹消の強制・強要をした同消防保安課責任者」であるとの主張を伴って開示請求を行ったが、実施機関は、当該補正通知書内容について、その抹消の強制・強要をしたと認定し開示を行ったものではないように、当審査会も実施機関と同様に当該補正通知書について抹消の強制・強要をしたと認定したのではない旨、付記しておく。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年6月27日	○諮問（実施機関）
平成26年8月1日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年8月21日	○異議申立人からの意見書を受理

平成26年9月29日	○審議
平成26年10月27日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成26年11月18日	○審議
平成26年12月15日	○審議
平成27年1月13日	○審議
平成27年2月16日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 5 月 12 日	平成 26 年 3 月に受け付けられた和歌山県消防保安課に対する公文書開示請求について、平成 26 年 3 月 26 日付け補正通知書消第 1846 号において和歌山県情報公開条例第 10 条による理由として、「請求者が被害者であること」及び「苦情申立て日が平成 26 年 1 月 10 日であること」を抹消することの理由を説明するとして何ら連絡も無く、抹消を拒否しているにもかかわらず、その抹消の強制・強要をした同消防保安課責任者の氏名・役職、及び上記抹消をさせることを決定した内部文書等の理由が分かる情報。